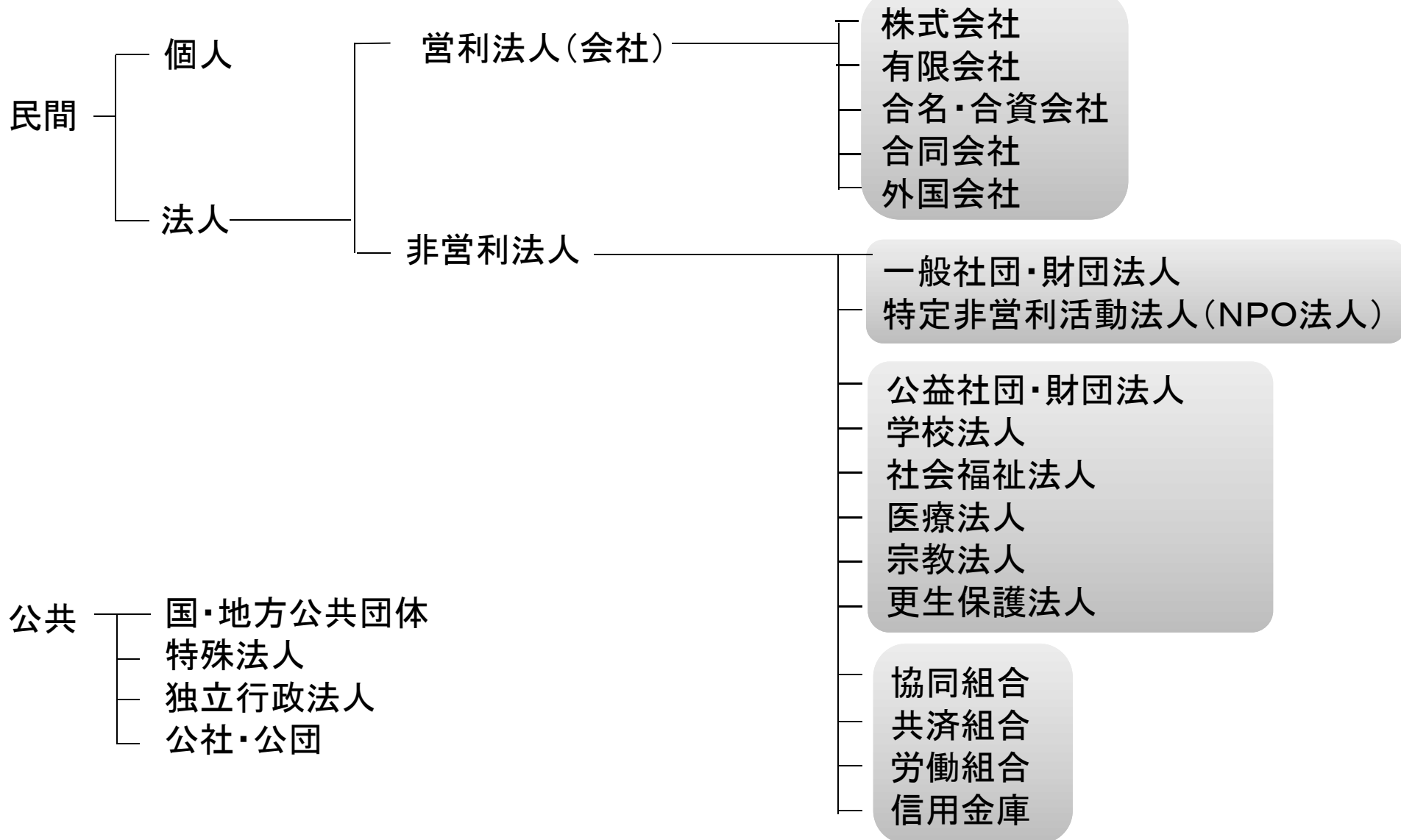


イコールフットイングについて

法人制度の類型



民間非営利組織とは何か

○ 民間非営利組織の要件について、各国共通のルールはないが、以下のような考え方がある。

①正式に組織されていること

○ ある程度組織化されていること。組織的な実在を有していること。

②民間であること

○ 組織的に政府から離れていること。基本構造において、本質的に民間の組織であるということ。

③利益配分をしないこと

○ その組織の所有者あるいは理事に組織の活動の結果生まれた利益を還元しないこと。非営利組織は利益を得ることもあり得るが、その利益はその組織の基本的使命に対して投資されるべきであって、その組織の「所有者」あるいはその組織を統治する理事会に分配されることはないということ。

④自己統治であること

○ 自己管理する力がある。非営利組織は統治のための独自の組織内手続きを持っており、外部の組織によってコントロールされていないということ。

⑤自発的であること

○ その組織活動の実行やその業務の管理において、ある程度の自発的な参加があること。

・非宗教的

・非政治的

法人の非営利性の考え方

1. 大審院判例(大判昭元12.27 民集5.906)

- 「営利ヲ目的トスル社団法人ナレハトテ必スシモ年々所謂利益配当ヲ為スコトヲ要セス
苟クモ法人ニ於テ収益ヲ為シ因テ以テ解散ノ際社員ニ分配スヘキ残余財産ヲ増殖スルニ妨ケナキ契約
ナルニ於イテハ営利法人タル会社ノ本質ト相容レサルモノト謂フヘカラス」
- 「毎年利益配当しない場合であっても解散時にまとめて社員に残余財産ということにして分配することを
契約しているならば、法人形態として営利法人と違いがない」

2. 一般社団・財団法人の非営利性の確保

- 一般社団法人の社員の権利・義務の内容について、
 - ア) 出資義務を負わない、
 - イ) 利益(剰余金)分配請求権を有しない、
 - ウ) 残余財産分配請求権を有しない、
 - エ) 法人財産に対する持分を有しないこととし、営利法人との区別が明確化。
- 一般財団法人については、社員が存在しないため、「営利(剰余金を社員に分配すること)を目的とするか
否か」という意味での「営利」・「非営利」の問題はない。しかし、一般財団法人がその対外的活動によって
得た利益を設立者に帰属させることはできない。

※「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」(平成16年11月19日)等を基に事務局において作成。

各法人における非営利性の取扱いの現状

○ 各法人の①出資持分、②剰余金の配当、③残余財産の処分の取扱いは以下の表のとおりであり、出資金や事業運営により生じた利益が法人の社員や設立者に帰属することがないようになっている。

	社会福祉法人	学校法人	一般社団法人・一般財団法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会医療法人	株式会社
出資持分	なし	なし	なし	なし	なし	なし(経過措置型医療法人を除く。)	なし	あり
剰余金の配当	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり
残余財産の処分	①社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	①学校法人その他教育事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	定款に定める者 ※社員、設立者は認められない。	国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人等	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人	国、地方公共団体、医療法人(経過措置型医療法人を除く。)等	国、地方公共団体、社会医療法人	株主

(注) 医療法人は、経過措置型医療法人(持分あり社団医療法人)が、全法人48,428法人中41,903法人(約87%)を占めている(H25.3.31)。

各国における非営利法人制度

	非営利団体の類型	公益性の基準と判断	税制優遇
英国 (England and Wales)	<ul style="list-style-type: none"> ・有限責任会社【会社法】 ・法人格なき社団 ・信託 [他に非営利団体として、互助団体、職能・共済組合 (provident society)、住宅協会等]	Charity法【Charity 委員会への charity 登録】[ただし伝統ある大学など登録対象外 charity、ボーイスカウトなど登録免除の charityあり]	別途税法の定めとその下の慣行
アメリカ合衆国	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人【各州の非営利法人法(又は会社法)】[各州当局への登録] ・法人格なき社団[学会、専門職業資格者団体、クラブの多くはこの形態で連邦税免除を受けている。] ・信託[この形式の財団は多い。] 	法人法制としては左、税制優遇については右 [コモンローの伝統である charity 概念を共有。例えば連邦内国歳入法 501(c)(3)は連邦所得税の免除対象としcharitable 団体を規定]	連邦内国歳入法【Form 1023 提出により内国歳入庁が認定】[Public Charityと Private Foundationの区分等]各州税法[税制優遇は、連邦税法の扱いがリード]
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・登録社団【連邦民法】[公証人による認証と区裁判所への登録] ・財団【実質は連邦民法から各州財団法に委任】[各州が許可] 	連邦租税通則法 【地方税務当局(公益、慈善、教会支援に該当するかどうか判断)】	連邦租税通則法及び同規則に基づき、州税務署が判断する。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・社団【1901年7月1日法】 ・財団【1987年メセナ振興法、1990年企業財団法により、国務院のデクレで認可】[他に非営利団体として、共済組合、協同組合、労働組合] 	同左	別途税法の定め
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人及び一般財団法人【一般法人法】[公証人による認証と法務局への登記(準則主義)] ・宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等【宗教法人法、私立学校法、医療法、社会福祉法、NPO法等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定法【公益認定等委員会等の合議制機関の判断、行政庁の認定処分】 ・各法に基づき行政機関が認可 	所得税法及び法人税法(公益認定等に連動)

民間非営利組織の存在理由（例）

①歴史的経緯

- 国家以前に社会が存在しており、政府機構・機関が住民共通の問題に対処する立場につく以前に、コミュニティは形成されていた。いろいろな問題解決にあたるのは 住民自身であり、そのために有志による組織を作ることが有用であった。

②市場の失敗・契約の失敗

- 市場は個人的に消費されるものを扱う上では非常に優れているが、きれいな空気や国防、安全な環境というような共同で消費されるものについては、他人に負担を負わせてしまう方が得であり、市場でうまく取り扱うことができない(市場の失敗)。これを正すための非市場的な機構の一つは政府であるが、もう一つの方法が非営利組織である。
- 老人ホームなどのサービスの購買者と消費者が異なる場合、消費者である老人の選択の余地は限られ、購買者である子供はサービスの妥当性を自身で査定できない(契約の失敗)。このため、市場機構に代わる信頼できるサービス提供者が求められる。非営利組織は基本的に利益を求めものではないので、サービス提供者として選ばれることが多い。

③政府の失敗

- 民主主義においては、政府が行動を起こす場合、大多数の支持が必要であり、政府による「市場の失敗」の是正が困難になることがある。非営利組織を作れば、小さなグループで、他の人の支持を得られなかった問題に取り組むことが可能。

④自由と多元的価値観

- 「政府が行う事業はどこでも似たようなものだ。反対に、個人や有志の組織によるものには、さまざまな試みや、ありとあらゆる経験が見られる」(『自由論』ジョン・スチュワート・ミル)
- 非営利組織の能率やサービス機能に関係なく、非営利組織は非常に重要な社会的価値観、自由と多元的価値観を具現化していくために果たす役割がある。

⑤連帯

- 民主主義社会においては、人々の立場が互いに対等であるがゆえに、自然に発生することが非常に困難であるもの、つまり共同で行動する能力を人為的に開発するために、有志による協働が特に切実に求められている。

公益法人改革における民間非営利組織の意義

公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針(平成15年6月27日閣議決定) (抜粋)

1. 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

社会福祉事業における民間非営利組織の意義

1. 市場の失敗の観点

- ① 社会福祉事業は、利用者の選択を可能としつつも、最小限のサービス供給を確保することが必要であり、利益の出にくい環境であっても、最小限のサービス供給を行う事業体として非営利組織の役割があるのではないか。(供給量の側面からの役割)
- ② 社会との関わりに困難を抱える者(障害、認知症、低所得、孤立等)など、契約サービスの利用において支援を必要とする者に対して、非営利組織としての役割があるのではないか。(事業実施の側面からの役割)

2. 政府の失敗の観点

- 国や地方公共団体の制度・事業は、民主主義の原理から、多数の支持が得られるものでなければ実施が困難である。
また実施される場合にも、域内の公平性の観点等から、画一的な要件を定める必要があり、地域に特有の課題に対応することが困難な場合がある。
このような問題・課題に対し、非営利組織の役割があるのではないか。(制度の狭間の役割)

社会福祉法人が担うことが期待される支援例①

＜高齢者福祉・障害者福祉＞

- ・ 地域で生活を続けるための見守り等の生活支援
- ・ 障害者の地域生活への移行や一般就労への移行に向けた支援
- ・ 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠な者の支援
- ・ 重度の障害者など、医療・介護的ケアが必要な者への支援

＜低所得者支援等＞

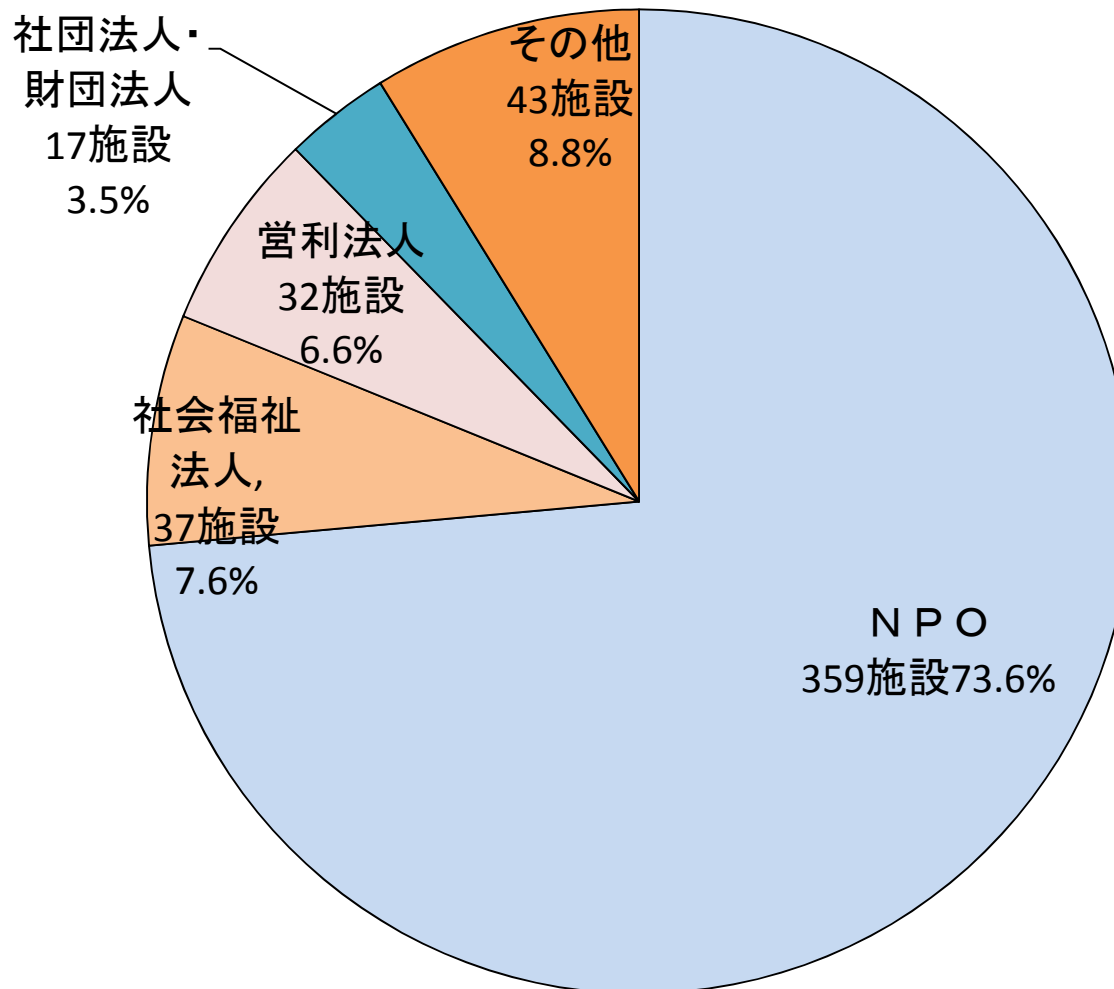
- ・ 生活保護受給者の自立支援
- ・ 生活困窮者に対する支援(就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の実施等)
- ・ 貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援
- ・ 刑務所出所者への福祉的支援
- ・ ひきこもりの者への支援

＜地域福祉＞

- ・ 介護・保育等の福祉人材の養成・確保に向けた取組
- ・ 地域包括ケアシステムの構築(地域作り)への参加
- ・ 福祉避難所等の災害時等における要援護者支援
- ・ へき地等におけるサービス提供
- ・ 他主体が行っていたが継続できなくなった事業の承継(福祉サービスのセーフティネット)

社会福祉法人が担うことが期待される支援例②

- 無料低額宿泊所は全国に488施設存在している(平成22年6月時点)。
- 実施主体としては、NPOが全体の約7割を占めており、社会福祉法人が1割以下にとどまっている。



【参考】社会福祉法人の基本的な性格

1. 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人(法第22条)。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、
 - ① 自主的な経営基盤の強化
 - ② 福祉サービスの質の向上
 - ③ 事業経営の透明性の確保を図る必要がある(法第24条)。

2. 社会福祉法人の基本的な性格

(1) 公益性・非営利性

- 社会福祉法人は、学校法人、宗教法人等と同様に旧民法34条に基づく公益法人から発展した特別法人。
- 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)。このような残余財産の帰属方法から、法人設立時の寄附者の持分は認められない。

(2) 公共性・純粋性

- 社会福祉事業の経営主体は、本来、国や地方公共団体等の公的団体であるべきとされた(公共性)。
- 戦前の民間社会福祉事業は、財政的窮乏から、社会福祉事業よりも収益事業の経営を行い、社会的信用の失墜を招いたため、社会福祉法人は、なるべく社会福祉事業のみを経営すべきであるとされた(純粋性)。

(3) 公の支配(憲法第89条)

- 「公金その他の公の財産」は、「公の支配に属しない」「慈善又は博愛の事業」に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされており、「公の支配」として、補助金等の助成を受けた社会福祉法人に対し、行政による監督等が行われる。

規制改革会議における論点整理（平成25年12月20日）

介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立に関する論点整理 （抜粋）

- 社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化している。まず、社会福祉法人による福祉サービスの提供が、「措置」という行政の委託から利用者との「契約」へと変化した。
- また、介護保険制度の導入以降、在宅サービスなどの分野では株式会社やNPO法人が参入し、多様な経営主体が競合する市場になった。
- これらの状況を踏まえ、第一に、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置を受けている社会福祉事業者は、ガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにするべきである。
- 第二に、さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが提供されるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきである。
- 当会議は、以下に示す論点に沿って引き続き議論を深め、来年6月までに、より具体的な提案を行っていくこととする。

2. 経営主体間のイコールフットイング

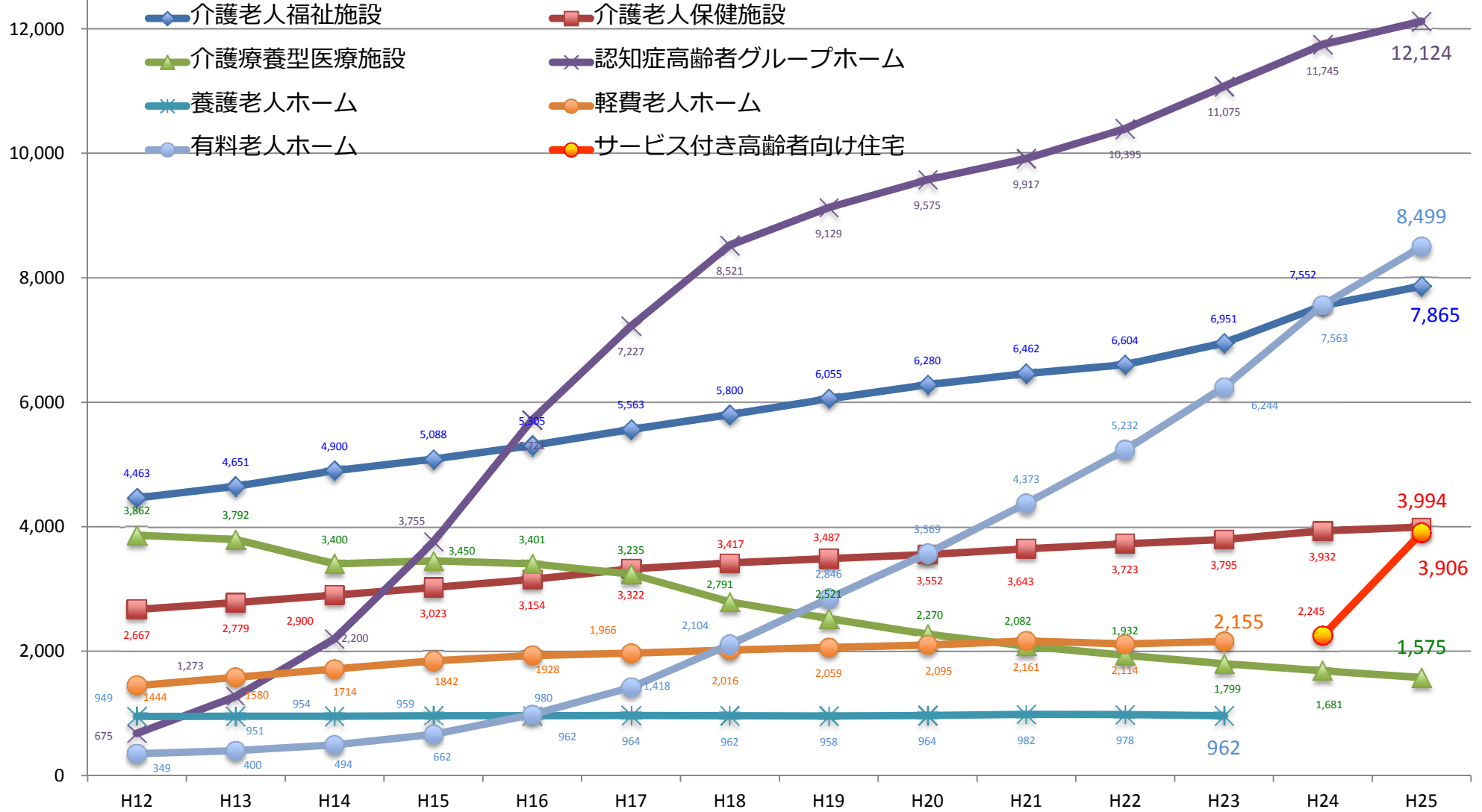
- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

高齢者福祉における多様なサービスの比較

		特別養護老人ホーム	介護付 有料老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
主な 設置主体		社会福祉法人 地方公共団体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)
対象者		要介護認定を受けている者	要介護/要支援認定を受けている者 (自立の高齢者も入居は可能)	要介護者/要支援者であって認知症である者 (その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者
平均要介護度		3.9	2.1	2.79	1.8
基準	居室面積	1人当たり10.65㎡	13㎡(参考基準)	1人当たり7.43㎡	25㎡ など
	サービス	入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話 等	入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の世話 等	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの。	安否確認、生活相談(訪問介護、通所介護等の介護保険サービスを必要に応じて選択)
	職員配置 看護・介護職員	介護・看護 3:1以上 (入居者100人の場合、看護3人)	介護・看護 3:1以上 (入居者100人の場合、看護3人)	介護 3:1以上	(安否確認、生活相談サービスを、日中、提供すること)
	医師	必要数	なし	なし	なし
定員数		約51.6万人 (H25.10)	約20万人 (H25.7)	約17.7万人 (H25.10)	約13万戸 (H25.10)
介護サービスを利用する入所者・入居者に対する支援策		介護保険 (介護福祉施設サービス費)	介護保険 (特定施設入居者生活介護費)	介護保険 (認知症対応型共同生活介護費)	介護保険 (訪問介護等の居宅サービス費)

高齢者向け住まい・施設の件数

(単位:件)



※1:介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査の利用者(10月審査分)【H14～】」による。

※2:介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算したもの。

※3:認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。

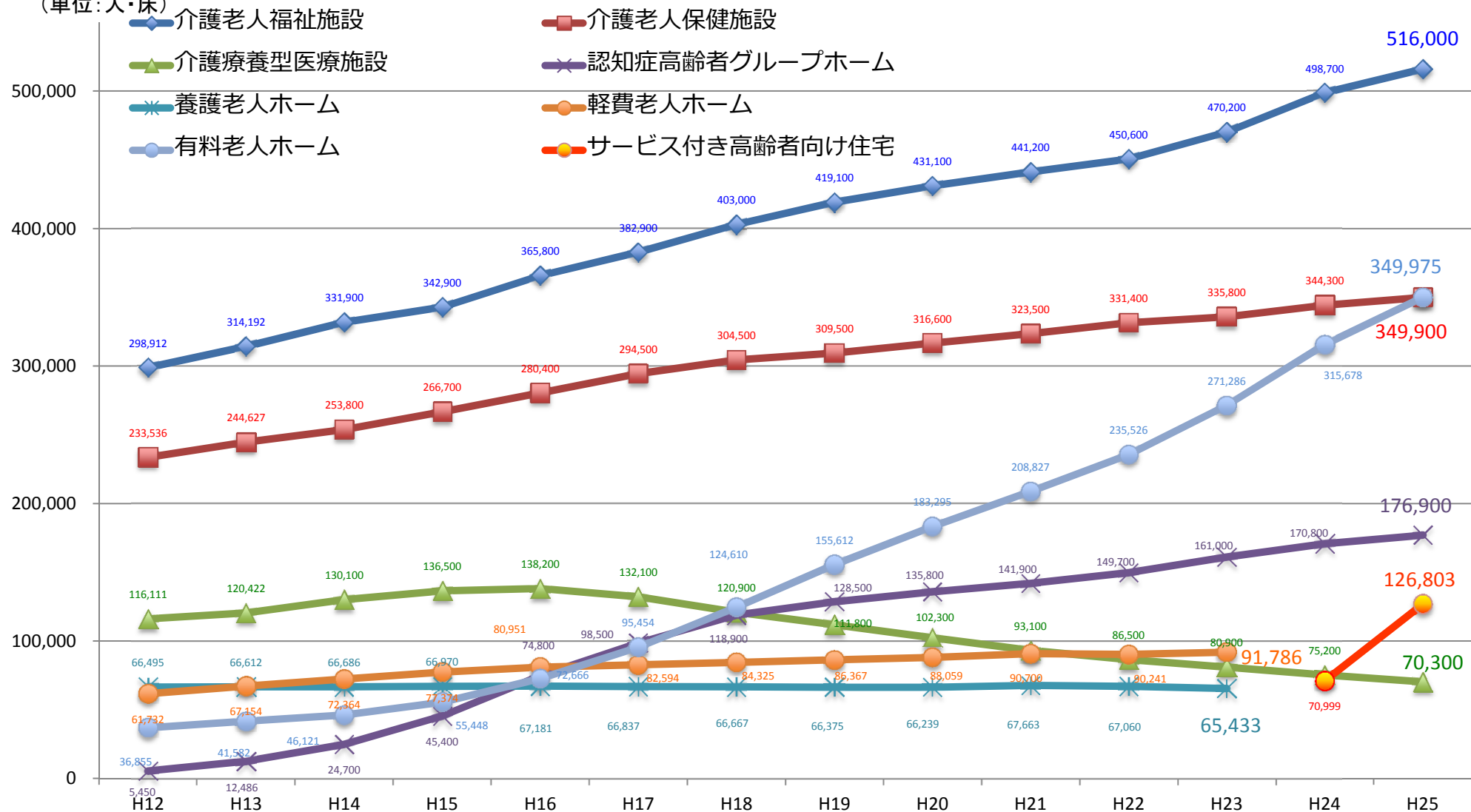
※4:養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。

※5:有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。

※6:サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。

高齢者向け住まい・施設の定員数

(単位:人・床)



※1:介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査の利用者(10月審査分)【H14～】」による。

※2:介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算したもの。

※3:認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。

※4:養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。

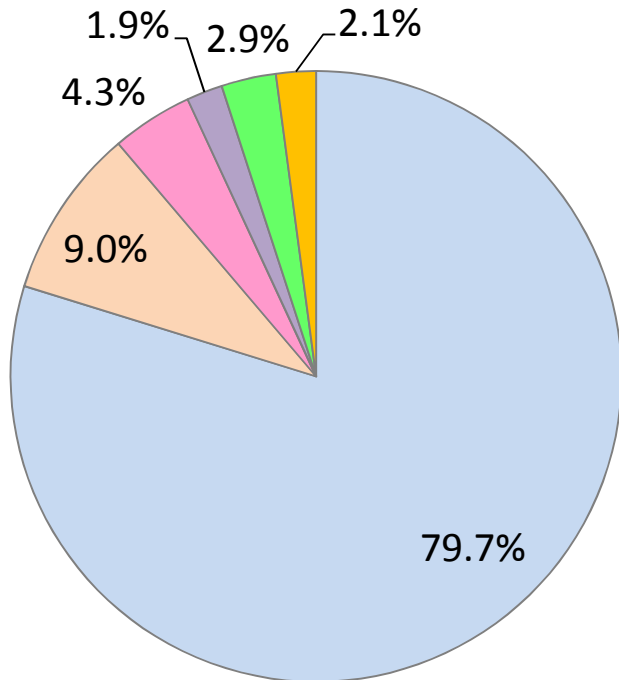
※5:有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。

※6:サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。

【参考】有料老人ホームにおける法人種別（平成24年度）

介護付有料老人ホーム

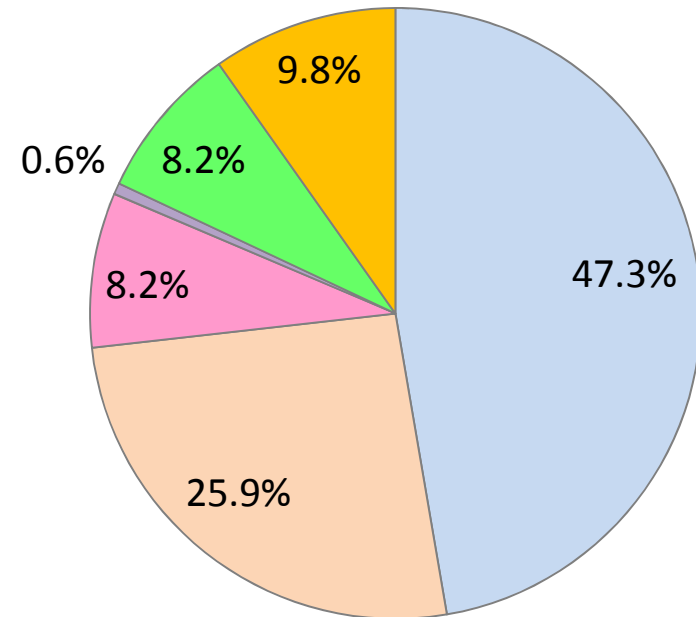
- 株式会社
- 有限会社
- 社会福祉法人
- 財団・社団・宗教法人
- 医療法人
- その他



※ n=1,222(無回答を含むホーム数)

住宅型有料老人ホーム

- 株式会社
- 有限会社
- 社会福祉法人
- 財団・社団・宗教法人
- 医療法人
- その他

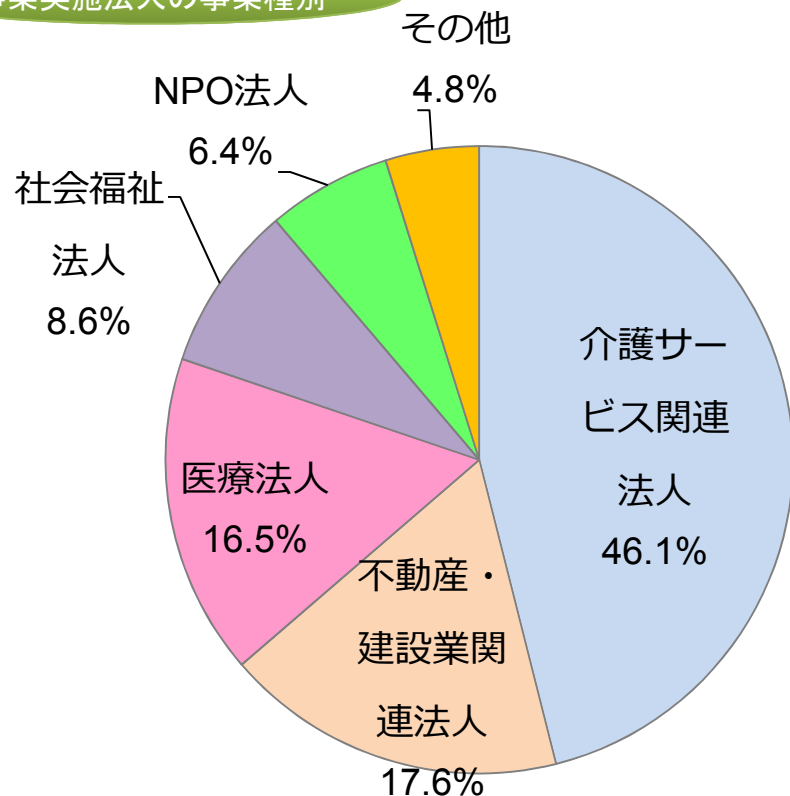


※ n=636(無回答を含むホーム数)

【参考】サービス付き高齢者向け住宅の事業主体（平成24年8月）

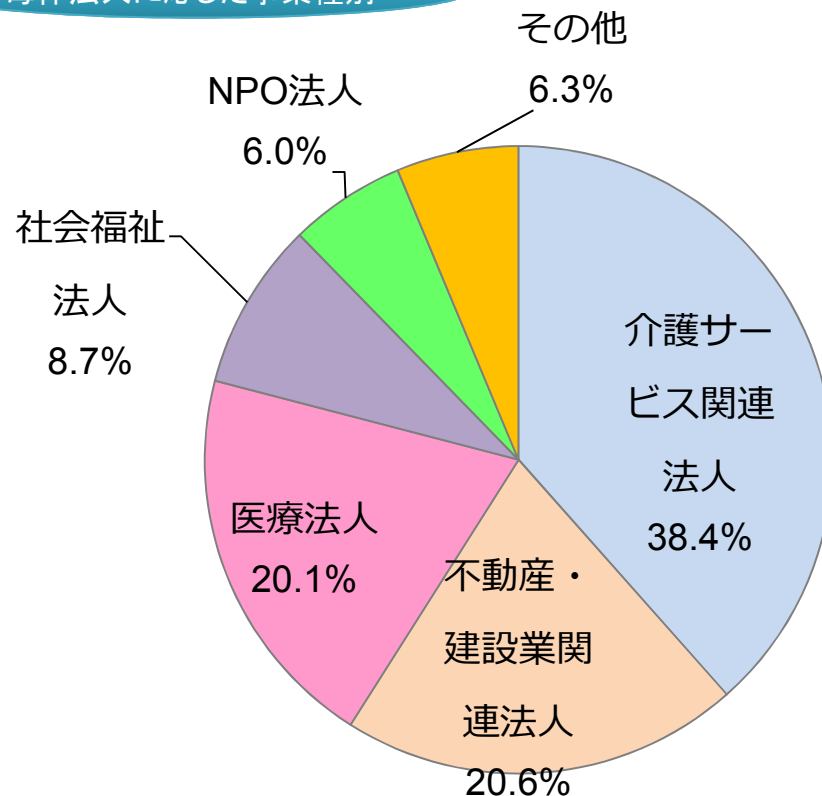
- 実際に事業を行っている事業種別では、介護サービス関連法人(46.1%)、不動産・建設業関連法人(17.6%)、医療法人(16.5%)、社会福祉法人(8.6%)で全体の約9割を占める。
- 母体法人をベースに事業種別を集計すると、全体の傾向に大きな変化はないが、不動産・建設業関連事業者と医療法人の割合がやや増加し、介護サービス関連法人が減少している。

事業実施法人の事業種別



※ n=1,016(無回答を除く住宅数)

母体法人に応じた事業種別



※ n=1,017(無回答を除く住宅数)

(注)「介護サービス関連法人」「不動産・建設業関連法人」に、株式会社、有限会社等が含まれる。

※ 平成24年8月31日時点(厚生労働省調べ)

高齢者施設（通所系事業所）の経営主体の状況

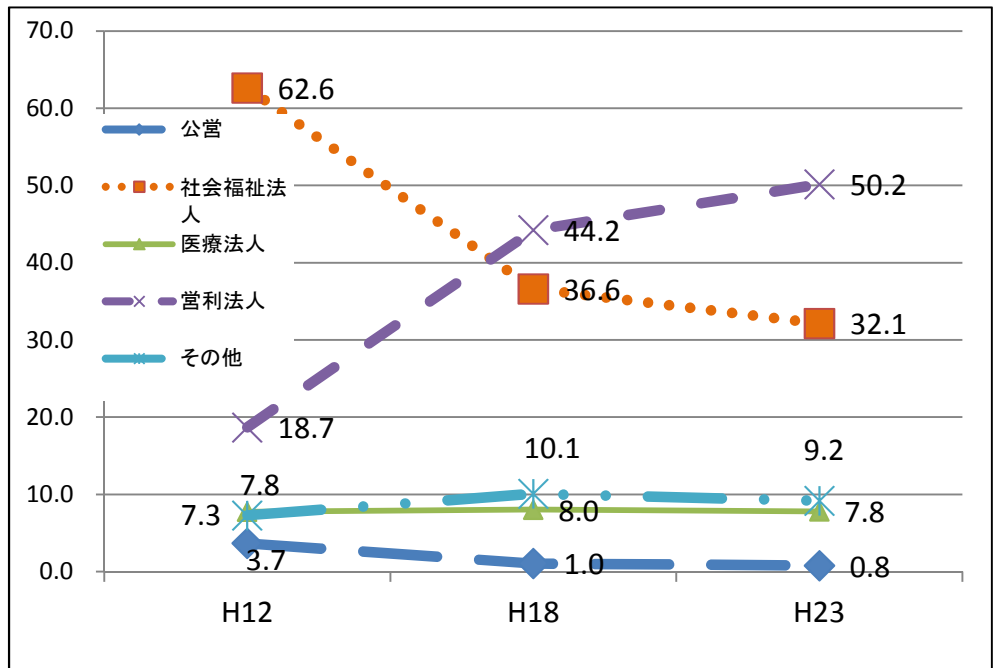
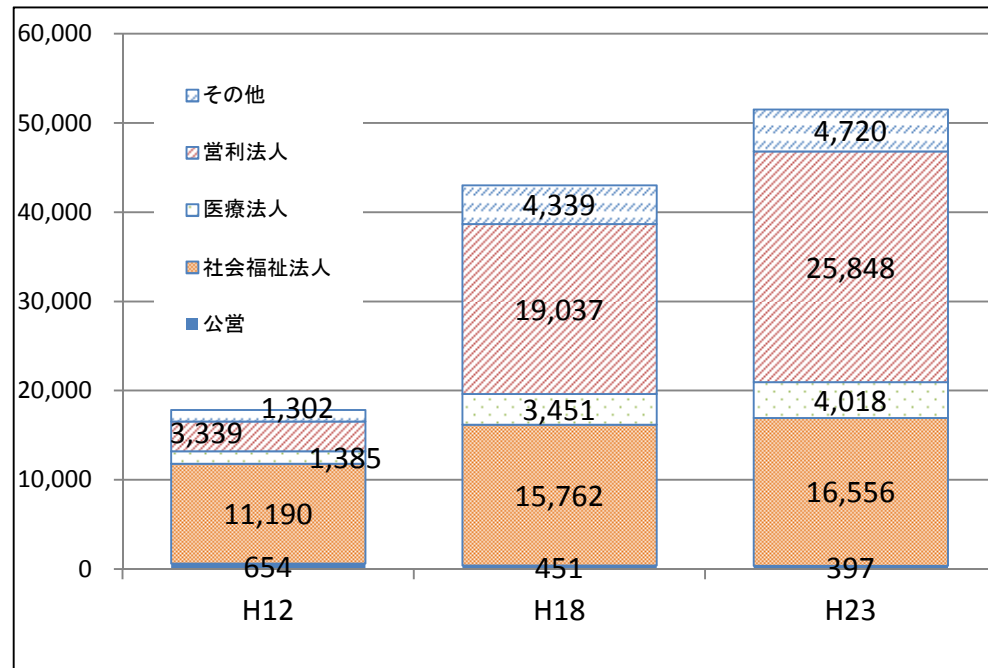
- ◆ 社会福祉法人経営の数が増加
- ◆ 営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	654	11,190	1,385	3,339	1,302	17,870
H18	451	15,762	3,451	19,037	4,339	43,040
H23	397	16,556	4,018	25,848	4,720	51,539

(単位:%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	3.7	62.6	7.8	18.7	7.3	100.0
H18	1.0	36.6	8.0	44.2	10.1	100.0
H23	0.8	32.1	7.8	50.2	9.2	100.0



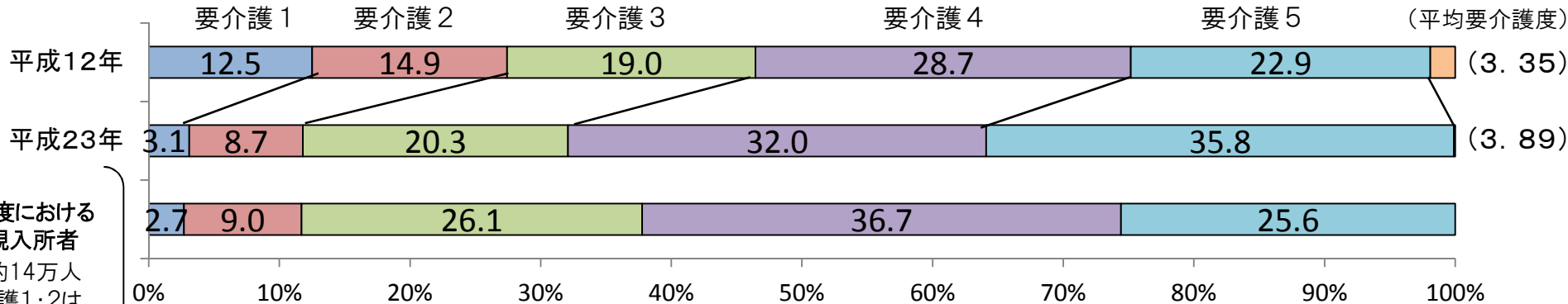
特別養護老人ホームの重点化

〔見直し案〕

- 原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除く】
- 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入所を認める
 - 【参考：要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合（詳細については今後検討）】
 - 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
 - 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
 - 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

要介護度別の特養入所者の割合

≪ 施設数：7,831施設 サービス受給者数：51.1万人（平成25年8月） ≫



【参考】
平成23年度における
特養の新規入所者
※全体の約14万人
のうち要介護1・2は
約1.6万人

特養の入所申込者の状況

(単位：万人)

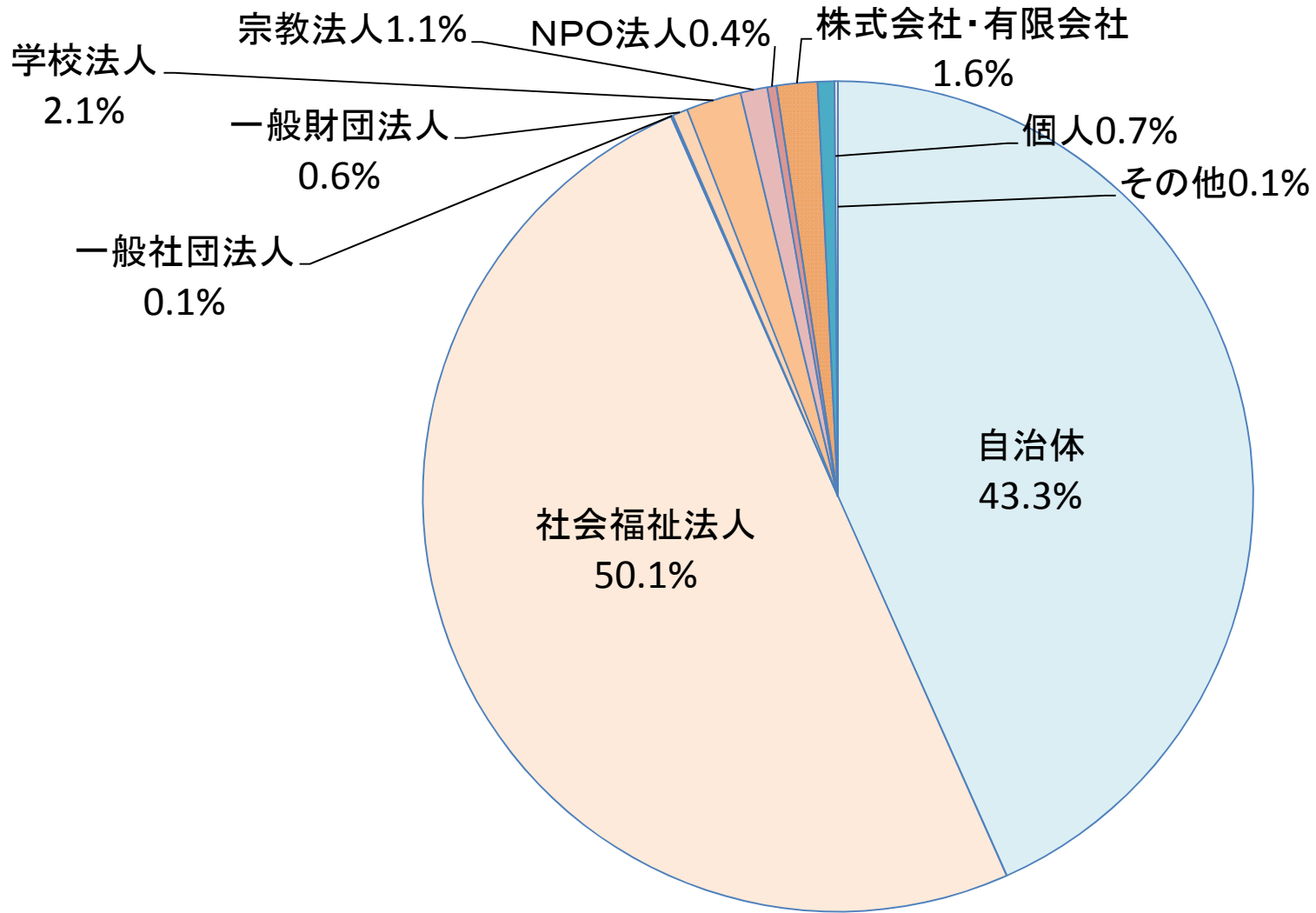
	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

保育所におけるサービスについて

		保育所
主な設置主体		設置主体制限なし
対象者		保育に欠ける乳児又は幼児 ※早ければ平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度においては、保育を必要とする乳児・幼児
基準	サービス	「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供
	配置基準	保育に従事するのは保育士 0歳児 3人に保育士1人（3：1） 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1 ※ただし、保育士は最低2名以上配置
定員数		約228.9万人（H25.4）
報酬・運営費		保育所運営費

保育所設置主体別割合（平成24年4月）

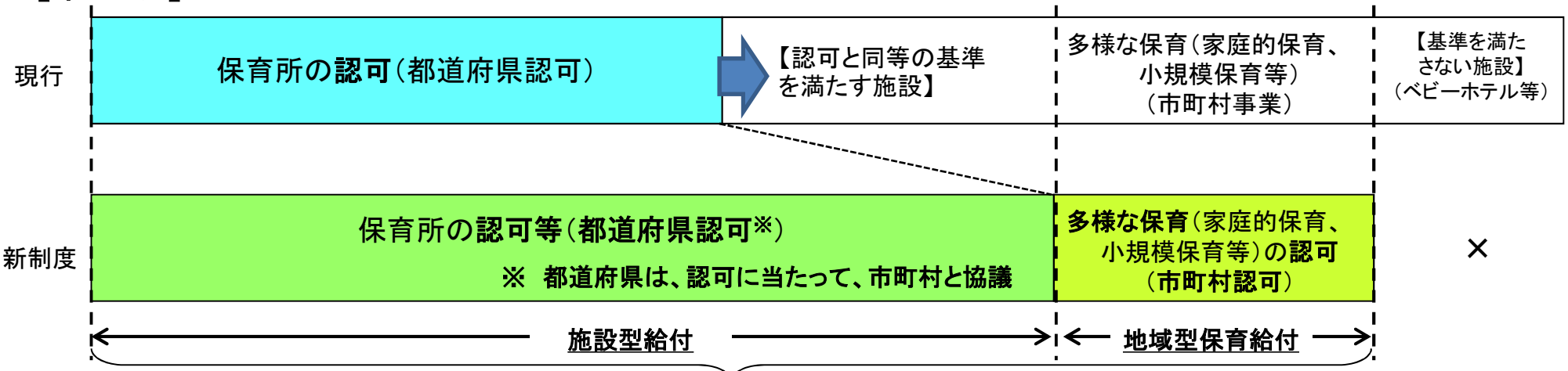


保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



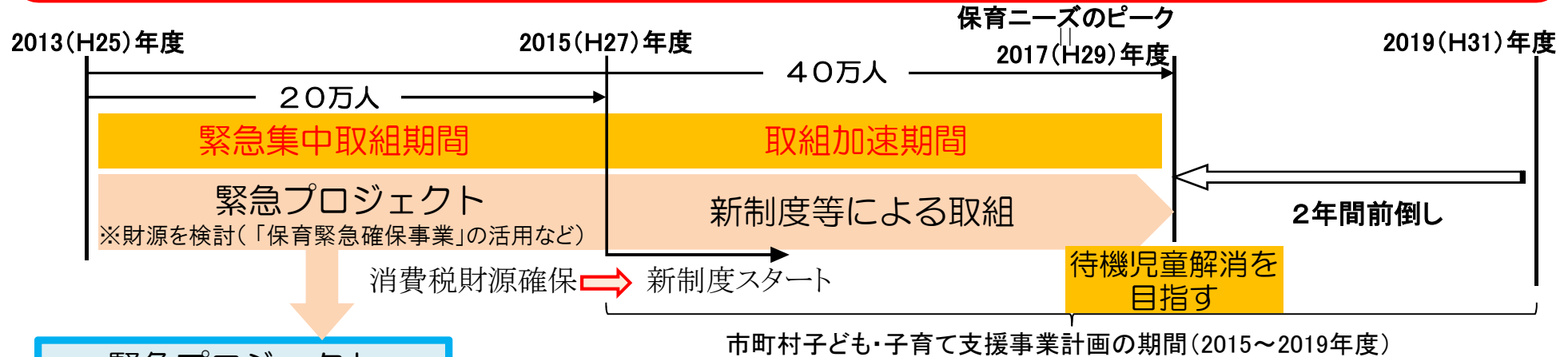
認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

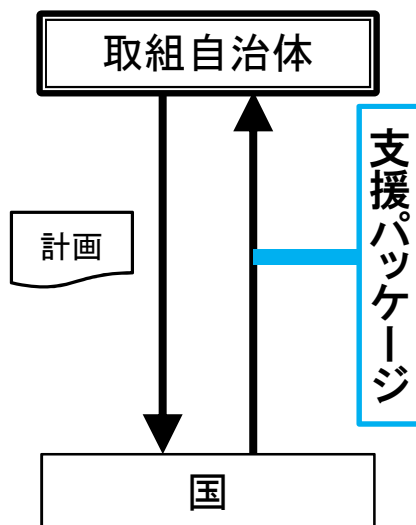
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

< 計画の策定 >

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

イコールフットイングに係る論点

1. 社会福祉法人と営利法人等とのイコールフットイングについてどのように考えるか。

- 法人固有の役割を踏まえた上で、同じ市場でサービス提供を行う上での規制と優遇の公平性をどのように考えるか。
- 多様な主体が参入する準市場において、利用者の選択と最小限のサービス供給を確保する観点から、各事業体の特性をどのように生かすことができるか。

2. 非営利法人としての社会福祉法人の役割についてどのように考えるか。

- 非営利性を最大限発揮するためには、どのような事業・取組をしていくことが必要なのか。